

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県長崎市

2 構造改革特別区域の名称

長崎いきいき農業特区

3 構造改革特別区域の範囲

長崎市の区域のうち農業振興地域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 農業の現状

長崎市は、長崎県の西南部に位置し、南は長崎半島、西は西彼杵半島に接し、古くは海外文化の窓口として発展し、諸外国との交流を通じて豊かな文化を育んできた。

気候は温暖であり、年平均気温は17.5℃で、夏と冬の気温の差が小さく、一年中温和である。

本市の農業地域は、大半が市街地周辺の小山岳の谷あいの傾斜地や海岸線に沿った急傾斜地にあり、階段状に展開していることから、農地1筆当たりの面積は狭く、また分散しており、経営規模は零細である。

営農形態は、みかん、びわを主体とした果樹経営
いちご、ほうれん草等を主体とした野菜経営
花卉、花木類による近郊園芸経営
肉用牛、豚、鶏を主体とした畜産経営

に大別される。

特にびわは「茂木びわ」として全国に誇る唯一の特産物であり、経営向上に努めている。

しかしながら、近年本市の農業総生産額は減少傾向にあり、農業従事者の高齢化及び後継者不足による農家戸数の減少等、多くの課題を抱えている。

(2) 担い手農家の減少

長崎市の農業従事者のうち65歳以上の割合は、農業センサスによると10年前は29%であったが、2000年は43%を占めている。

また、現在、認定農業者は160名程度であるが、今後10年間で農業従事者の大幅なリタイアが想定されることから、今後の農村・農業の維持・継続が困難になることが予想される。

(3) 耕作放棄地の増加

本市における耕作放棄地は、農業センサスによると2000年は239.8ha(経営耕地面積の22.1%)に達し、1995年耕作放棄地の232.0ha(経営耕地面積の18.5%)と比較しても増え続けており、特にここ数年は、外国産農産物の輸入増加、農業従事者の高齢化及び減少或いはイノシシ、シカ等の有害鳥獣による作物被害により、農地の耕作放棄化に拍車をかけている。

また、耕作放棄地の増加は、雑草の繁茂、病虫害の発生源となり、近隣農地へ悪影響を及ぼし、農地の集団的利用の阻害要因になるなど様々な問題の要因となっている。

(4) 有害鳥獣被害の状況

長崎市の農地の中で、山沿いや海岸の傾斜地では、主にびわ、みかん、いちごの栽培などが営まれているが、イノシシ、シカ等の有害鳥獣の生息地域に隣接していることもあり、毎年大きな被害にあっている。

平成14年度の被害状況を有害鳥獣別にみると、イノシシによる被害がみかん、甘藷、たけのこを中心に約4,700万円、シカやカラスによる被害がびわ、みかん、なしなどを中心にそれぞれ約9,500万円と約6,400万円、その他タヌキやヒヨドリによる被害がいちご、水稲などにあっており、年間被害総額は約240,000万円になっている。

(5) 今後の課題

このような状況の中、本市農業の活性化を図り、地域農業の特性を活かした振興発展を図るためには、担い手農家の育成・確保と耕作放棄地の有効利用が大きな課題である。

そこで、本市では、現在の担い手農家への利用集積だけでは限界があるため、今後は新たな農業従事者として、企業や新規就農者の参入を図るとともに、有害鳥獣による被害を食い止め、農業従事者の生産意欲を高めることが求められている。

5 構造改革特別区域の意義

(1) 新規就農者の育成・確保

本市の農業地域は、平坦地が少なく、大半が狭小な傾斜地にあるため、平坦地と比較して、多くの労力と経費を要するなど不利な条件で農業が営まれているが、農業従事者の高齢化に伴い、農業の維持・継続が厳しい状況にある。

本市としては、上記のような状況にあり、担い手農家の育成・確保が重要な課題であるが、現在の農業従事者だけからの確保は困難な状況であるため、本市は平成15年度に「長崎市農業センター」を開設し、農業ヘルパーや新規就農を目指す一般市民を対象とした研修制度（農業ヘルパー制度）を実施し、新たな就農希望者を育成・確保するとともに、企業に農業への門戸を広げることによって、耕作放棄地の有効活用と地場農作物の生産拡大を目指す。

また、昨今、市街地に居住する市民から農業に関する問い合わせもあるが、新規就農者が農地を権利取得する際は、農地法で一定の面積に達することを要件（下限面積要件）としているため、新たに農業を行うことが困難な状況にある。

そこで、新規就農者等については、農地の権利取得後の下限面積要件を10aに緩和することにより、農業に参入しやすい環境を整えようとするものである。

(2) 有害鳥獣被害対策

本市ではこれまで、増えつつける有害鳥獣の被害を抑制するため、猟友会に銃による駆除を依頼してきたが、予定の実績をはるかに下回っており、十分な成果が得られていない状況である。

そこで、イノシシ、シカ等については、新たな対策として、本特例を適用することにより、網・わな狩猟免許取得者と狩猟免許を有しない被

害農家が捕獲チームを編成し、被害地区を中心に箱わな猟等による駆除（箱わなを平成15年度10基製作、平成16年度20基製作予定）を実施することで、有害鳥獣の捕獲頭数を大幅に増加できると見込んでいる。

6 構造改革特別区域の目標

(1) 本市は農業の活性化を図る農業振興施策として、次の2事業に積極的に取り組んでいる。

びわ等の特産品の振興

地産地消の推進

特に、平成14年からは地産地消推進策の一環として、市内小中学校における学校給食への地場農産物の提供を重要課題として取り組んでいる。

しかしながら、学校給食への地場農産物の提供については、現在の農業従事者だけでは不十分な面も生じている。

そこで、企業の農業への参入を図り、企業が抱えている労働力を活用し、耕作放棄地を解消し、有効利用することによって、地場農産物の生産高の拡大を目指す必要がある。

(2) 本市は長崎県の中核をなす県庁所在地であり、多くの農産物を市外・県外に依存しているが、近年市民には、食の安全性に対する意識が向上し、市内で生産される新鮮で安全な農産物を求める傾向が強い。

そこで、市民が農業にふれあう機会として、年2回「長崎生まれ・取れたて農水産物フェスタ」を開催し、地場農産物の素晴らしさを強くPRし、消費の増大に繋げている。

(3) 市内には、地元農家が生産した新鮮な野菜を販売する農産物直売所が14ヶ所あるが、直売所への供給拡大なども地産地消推進策の一環として取り組んでいる。

(4) このような取り組みの中、地域農業の特性を生かした振興発展を図るためには、担い手農家を育成・確保し、耕作放棄地の計画的な解消に努め

ていく必要がある。

そこで、新たな担い手農家として、企業や就農希望者の積極的な参入を図る必要があるが、新規就農者が、最初から下限面積要件を超える農地を権利取得することは、多大な経費等を要するので、本特例を適用することにより、農業に参入しやすい環境を整えるものである。

(5) 増えつづける有害鳥獣被害対策としては、現在猟友会への有害鳥獣の捕獲委託及び網や柵による防御装置の設置を行っているが、猟友会による捕獲も限界が生じており、また、網や柵による防御も最終的な被害対策とはなっていない。

そこで、本特例を適用することにより、狩猟免許を有しない被害農家が有害鳥獣の捕獲に参加し、被害額の減少を図ることは、農作物の生産意欲の向上にも繋がり、農業経営の継続的な安定にも繋がると期待している。

なお、平成16年度事業として、農業協同組合、猟友会、農業委員会及び県等関係機関との連携をこれまで以上に強化することによって、次の各種事業を実施していく。

- 有害鳥獣捕獲事業(猟友会委託)
- 有害鳥獣防止ネット及び捕獲箱の貸与
- 網・わな猟免許取得助成金
- 有害鳥獣被害対策モデル地区助成金

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 本市は農産物の地産地消推進の一環として、次の2事業に積極的に取り組んでいる。

市内小中学校における学校給食への地場農産物の提供

農産物直売所への地場農産物の供給拡大

学校給食への地場農産物の提供については、平成14年から取り組んでいるが、現在実施校は12校で、これは長崎市内小中学校数87校の14%にとどまっているが、最終的な目標として、平成20年までには市内小中学校全校での実施を見込んでおり、そのためには現在の農業従

事者だけの供給では不十分である。

そこで、本事業に参入できる企業や営農意欲のある新規就農者の育成確保を図ることは、耕作放棄地の有効活用、地場農産物の生産向上の面からも期待できる。

学校給食供給対象校

	小学校	中学校
平成15年	8	4
(目標)平成20年	56	31

- (2)本市では、企業の参入や下限面積の緩和措置を適用することにより、平成16年度の参入者数、耕作放棄地の有効利用として、企業では1社、0.5ha、新規就農者では5人、0.5haの合計1.0haを見込んでいるが、5年後の平成20年度は、企業では5社、6.0ha、新規就農者では50人、5.0haを目指し、耕作放棄地等の有効利用面積を合計11.0haと見込んでいる。

企業の参入と利用面積

平成16年	1社	0.5ha
(目標)平成20年	5社	6.0ha

新規就農者の参入と利用面積

平成16年	5戸	0.5ha
(目標)平成20年	50戸	5.0ha

- (3)農産物直売所の設置・販売は、高齢者に出品の機会を与え、生きがいや健康増進の一助となっていること、また、女性農業者が積極的に経営参画していることなど、農村の活性化や耕作放棄地の再生等に大きな役割を果たしており、今後も関係機関との連携を深め、年間売上額として毎年4%増をめざし、平成20年には2億円増の86,000万円を見込んでいる。

農産物直売所の販売額(14カ所)

平成14年	66,000万円
(目標)平成20年	86,000万円

(4) 農産物の地産地消施策は、上記のとおり、企業や新規就農者の農業への新たな参入により、雇用の拡大を促し、市外への人口流失を防ぐとともに、農家と市民との交流や新鮮で安全な農作物を求める一般消費者の要求を満たす役割も担っている。

(5) 有害鳥獣被害対策としては、本特例を適用することによって、これまでの猟友会への捕獲依頼だけではなく、狩猟免許を有しない被害農家も、直接捕獲業務に従事できることは、「自分の農地は自分で守る」という自立自助の意識改革に繋がり、農業経営の意欲向上と、それに伴う農家所得の向上という相乗効果も期待できる。

また、平成14年被害総額は約24,000万円であるが、本特例を適用することにより、被害総額を毎年5%減少させ、平成20年には約6千万円減の約18,000万円に抑えることができると見込んでいる。

また、山沿いに拡大している農地の耕作放棄化の歯止めの効果としても有効である。

有害鳥獣による被害額減少

平成14年	約24,000万円
(目標)平成20年	約18,000万円

○参考(本区域における有害鳥獣による被害状況)

【イノシシ】

(単位:万円)

年度	9	10	11	12	13	14
金額	6,070	6,030	6,795	6,945	4,356	4,630

【シカ】

(単位:万円)

年度	9	10	11	12	13	14
金額	13,090	13,130	13,090	15,640	9,507	9,487

【カラス】

(単位:万円)

年度	9	10	11	12	13	14
金額	7,560	7,960	7,960	8,180	6,671	6,411

8 特定事業の名称

- ・ 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
- ・ 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設置基準の弾力化による農地の利用増進事業
- ・ 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

新規就農者等支援事業費補助金

新規就農者や規模拡大を図りたい農家が、荒廃した農地に対し農業に組み易くするため荒廃した農地の代開作業の実施及び比較的小面積で実施できるミニハウス等の施設整備を支援する。

遊休農地活用事業

遊休農地の解消を図るための一環として、遊休農地の所有農家が、一般市民に「ファミリー農園」として開園するに際して、除草・代開作業など必要最低限の農地整備の支援を行う。

農業ヘルパー制度

新規就農者や農繁期の農家を手伝う人材育成等を目的とした「農業ヘルパー研修」を開催し、新規就農者の育成・確保を図るとともに地産地消施策の一環として、特定法人とともに学校給食用野菜の栽培促進に繋げる。

有害鳥獣捕獲事業

イノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害対策として、これら有害鳥獣の捕獲の実施並びに隣接町、猟友会など関係機関と一体になって、効率的な防除対策について協議・検討を実施する。

網・わな猟免許取得助成金

有害鳥獣の被害農家で、網・わな猟免許を取得しようとする者に対し

て、免許申請手数料及び講習会受講料の一部を助成する。

有害鳥獣被害対策モデル地区助成金

「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」において、狩猟免許者と被害農家がモデル地区を設定し、共同で箱わなによるイノシシ等の捕獲を行う場合、狩猟免許者の負担が大きくなるよう助成金を交付する。

別紙

1 特定事業の名称

1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：長崎市

農地の借受主体：事業に携わろうとする企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

長崎市では、農業従事者が減少し、農地の耕作放棄化が進む中、本特例を適用することによって、耕作放棄地等の所有者から権利取得した農地を、農業に参入する企業に賃貸し、本市の新たな農業の担い手として確保する。

これにより、企業が抱えている労働力を有効に活用し、耕作放棄地を有効利用し、市内小中学校の給食用野菜として地場農産物の提供を目指した地産地消推進の強化を図り、市内産農産物の自給率の向上に努める。

なお、現在参入予定企業は1社であるが、農業分野以外からの農業への参入を積極的に促し、5年後の平成20年には5社程度の参入を図る。

・参入する企業名：西海砕石株式会社

・農地利用面積：0.5ha

・作付農作物：ばれいしょ、玉ねぎなど学校給食用野菜

5 当該規制の特例措置の内容

長崎市では、農業従事者の農地は、大半が市街地周辺の山沿いの傾斜地を利用して階段状にあり、農地1筆あたりの面積が小さく、また分散しているため、農家は厳しい条件の下で営農している。

主な農作物としては、温暖な気候と傾斜地を利用して、びわ、みかん、なしなどの果樹、いちご・軟弱野菜や花卉などを栽培している。

本市の経営耕地面積は、下表のとおり、農業センサスによると

1995年から2000年までの5年間で168ha減少しており、逆に耕作放棄地は上記5年間で7.8ha増加している。

また、農業従事者は2000年には、65歳以上が43%を占めており、農業後継者不足が進行する中、今後農地の維持管理が十分できない状況にある。

こうした状況の中、本市では担い手農家の育成・確保と耕作放棄地の解消が重要な課題となっており、企業の農業への新たな参入は、耕作放棄地の有効利用と本市が進めている地産地消の推進、さらには地域農業の活性化を図る上で有効である。

経営耕地面積（農業センサスより）

1995年	1,251ha
2000年	1,083ha

耕作放棄地面積（農業センサスより）

1995年	232,0ha
2000年	239,8ha

農業就業人口（農業センサスより）

	65歳未満	65歳以上
1995年	2,788人	1,957人
2000年	1,669人	1,262人

別紙

1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設置基準
の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- (1) 特区内の新規就農者で、農地の権利取得をする者。
- (2) 特区内の農家で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地の権利取得をする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

本市においては、農村・農業の荒廃化を防止する方策として、新たな担い手農家を育成・確保するとともに、現在の農業従事者が今後も維持継続していく対策を図ることが必要である。

そこで、本特例を適用し、新規就農者等が農地の権利取得をする場合は、下限面積を10aに緩和することにより、農業に参入しやすい環境を整えるものとする。

- (1) 新規就農者が農地の権利取得をする場合
- (2) 規模拡大を図る農家が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地の権利取得をする場合。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

長崎市の農地は、大半が狭小な傾斜地にあるため、農業従事者の高齢化、後継者不在等に伴い、耕作放棄化が目立ってきており、今後も進むことが予想される

そこで、農村・農業を今後とも維持・継続していくには、新たな就

農希望者の参入を受け入れるなど、農業従事者の門戸の拡大を図ることが急務である。

そこで、本市は平成15年度に「農業センター」を開設し、市街地に在住する一般市民を対象とした新規就農者や農繁期の農家を手伝う人材育成を目的とした研修制度（農業ヘルパー制度）を実施するとともに、現在の農業従事者の今後の維持継続を図ることにより、耕作放棄地の有効利用と地場農産物の生産高の増加を目指している。

また、本市は「農業ヘルパー制度」を今後も継続的に実施予定であり、市街地に在住する一般市民を対象とした新規就農者の育成・確保を図っていくが、これは都市と農村の交流並びに地域農業の活性化の観点からも重要であると捉えている。

しかしながら、現行の農地法では、農地の細分化を防止する目的から、新規就農者が農地を権利取得する場合は、取得後の経営規模が一定面積に達すること(下限面積)を要件としているところであり、このことが本市の農業地域で新たに農業を行ううえでの阻害要因となっている。

このため、本市では、本特例の適用により、新たな就農希望者等の参入を促進し、農地の耕作放棄化を解消することが地域農業の活性化を図るためにも必要である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

(ア) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在することについて

長崎市の農業振興地域の農地は、平坦地が少なく、大半が狭小な傾斜地にあるため、多くの労力と経費を要するなど不利な条件で農業が営まれているため、農業従事者の高齢化、後継者不在等により、農地が一度耕作されないと、そのまま耕作放棄化される傾向にある。

2000年農業センサスによると、本市の耕作放棄地は239.8haであり、経営耕地面積の22.1%を占めており、相当程度存在すると判断できる。

- (イ) 農地法第3条第2項第5号に規定する面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該構造改革特別区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないことについて

長崎市の農業振興地域の農地は、大半が市街地周辺の小山岳の山腹や海岸線の傾斜地に沿って、階段状に展開していることから、1筆の農地は狭小であり、また、農地は分散しているため、平坦地に比較して、農地の利用集積が難しい面もあり、十分なされていない。

また、本市の農業は、農業従事者の高齢化、後継者不在等が進んでおり、担い手である認定農業者は約160名程度いるが、ここ数年は横ばい状態にあり、また、上記のとおり、厳しい労働条件であるため、今後規模拡大を目指す者は少ない状況である。

そのため、本特例の適用により、新規就農者による農地の権利取得が増加しても、地域農業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れはないと判断した。

別紙

1 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長崎市の農業振興地域において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

網・わな猟などの使用により、銃器以外の方法で有害鳥獣の捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな猟免許所持者を含めて有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

長崎市の農業は、大半が山沿いや海岸線沿いの傾斜地にあるため、農地1筆あたりの面積は狭小であり、過剰な労働力を強いられている。

また、特別区域である本市の農業振興区域の内訳は、下表のとおり、ほとんど山林原野であり、イノシシ等有害鳥獣の生息区域と重なるため、隣接している農地に多大な被害を与えている。

このため、被害農家は営農意欲を著しく阻害され、耕作放棄化の一因となっている。

本市では、有害鳥獣の捕獲を猟友会に依頼してきたが、十分な実績があがっていない状況で、逆に有害鳥獣は増加していると思われ、今後ますます被害額の増大が懸念されている。

平成14年度におけるイノシシ等有害鳥獣による被害総額は約2億4千万円になっており、被害総額の減少を図る対策を講じる必要が生じている。

このため、本特例を導入し、有害鳥獣捕獲の円滑な実施を図ることが必要不可欠である。

これまで本特区区域内では、銃による捕獲が主であったが、平成14年度より実施した網・わな猟免許取得助成金制度により、網・わな猟免許保持者が平成16年1月現在64名と増加したことに伴い、今後は関係機関との協議も踏まえ、この免許保持者と免許を有しない被害農家が、捕獲チームを編成し、被害が大きい地区に、猟具を適期適所に設置することにより、捕獲頭

数を増やしていく。

本市は、本特例の適用により、年間被害総額を毎年約5%程度ずつ軽減できると見込んでいる。

また、平成16年度以降は、隣接町、猟友会と十分連携をとり、正確な生息数の把握、捕獲許可頭数及び捕獲実施期間の拡大等を県へ要望し、農産物の被害の軽減に努める。

さらに、特に被害の大きい地区については、有害鳥獣被害対策モデル地区を設定し、助成金を交付予定である。この助成制度は、平成16年度は2地区予定しており、平成17年度以降の有害鳥獣対策の検討資料とする。

なお、本特区区域においては、これまで長崎県主催で、毎年猟友会による「わな等による捕獲技術に関する講習会」を実施しているが、今後は捕獲チームに参加する免許を有しない被害農家に対しても講習会を受講させ、捕獲技術等の習得を図る体制を整備することとしている。また、捕獲の実施に当たっては、鳥獣の生態や現地の鳥獣の生息地等の地理的条件に詳しく、狩猟経験と知識が豊富な第一種銃免許保持者も参加し、猟具の設置や撤収方法、捕獲区域の確認等の指揮・監督に当たることとしており、関係住民等への事前周知についても、広報・掲示板等を通じて徹底して周知を図るため、安全性は十分確保されていると判断できる。

農業振興区域の内訳

農業振興区域	内 訳			
	農用地	農業用施設用地	山林原野	その他
9 8 0 0 ha	1 8 1 5 ha	3 2 ha	7 2 2 3 ha	7 3 0 ha

被害額一覧（平成14年度）

鳥獣種類	主な農作物名	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害状況
イノシシ	野菜、水稲 みかん	1 5 3	4 7 0 0	食害 掘り起こし
シカ	ビワ、ミカン 幼木	2 6 6	9 4 9 0	果実、茎葉の 食害
タヌキ	甘藷、いちご	3 0	6 2 0	食害 掘り起こし
カラス	びわ、みかん なし	4 2 1	6 4 2 0	果実の食害

ヒヨドリ他	野菜、みかん	300	2750	果実、茎葉の 食害
合 計		1170	23980	

平成14年度捕獲実績

イノシシ	シカ	カラス
36頭	77頭	571羽

網・わな狩猟免許保持者（H16.1.23現在）

免許保持者数	64名
内H14年取得者数	13名
内H15年取得者数	17名